

伊予市 粗大ごみ収集申込ガイド

申込みから収集までの流れ

- ステップ1 申込区域・期限の確認 (A・Bで申込期限が違います)
- ステップ2 申込み (はがきの投函)
- ステップ3 収集連絡 (申込期限の約2週間後)
- ステップ4 粗大ごみの排出 (収集日当日、午前8時30分までに粗大ごみシールを貼って申込時の排出場所へ出す)

インターネットでもお申し込みできるようになりました



ステップ1 申込区域・期限の確認

お住まいの地域がA・Bどちらの区分に属するか確認してください。

A区分は偶数月の14日まで、B区分は偶数月の28日までの消印有効です。

※区分によって、申込期限が異なりますのでご注意ください。

区分	地名	申込期限と(収集月)
A	伊予地域 (上吾川・米湊・灘町・湊町・下吾川)	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月14日まで(収集は 5月) ● 6月14日まで(収集は 7月) ● 8月14日まで(収集は 9月) ● 10月14日まで(収集は 11月) ● 12月14日まで(収集は 1月) ● 2月14日まで(収集は 3月)
	双海地域 (全域)	
B	伊予地域 (上唐川・下唐川・大平上・大平下・三秋・中村・森・本郡・尾崎・三島町・市場・稲荷・下三谷・上三谷・上野・宮下・八倉)	<ul style="list-style-type: none"> ● 4月28日まで(収集は 5月) ● 6月28日まで(収集は 7月) ● 8月28日まで(収集は 9月) ● 10月28日まで(収集は 11月) ● 12月28日まで(収集は 1月) ● 2月28日まで(収集は 3月)
	中山地域 (全域)	

ステップ2 申込み

申込みはがきに、必要事項を記入し郵送 (申込期限までの消印有効) 又は、市役所、各地域事務所に提出してください。

- 粗大ごみは無料で収集しています。
- 1回の申込みに出せるはがきは1世帯につき、1枚限りです。
- 申込期限終了後の品物の変更は一切お受けできません。
- 粗大ごみとして出せるごみか裏面等を確認のうえお申し込みください。
- 記入方法は、記入例をご確認ください。
- 申込期限を守って申し込んでください。期限を過ぎた場合は次回の受付分となります。



ステップ3 収集連絡

申込期限の約2週間後に収集日が記載された通知はがきをお付けします。通知はがきには粗大ごみシールが付いています。



ステップ4 粗大ごみの排出

- 通知はがきが付いている **粗大ごみシール** をよく見えるところに貼って、収集日当日の **午前8時30分まで** に申し込まれた場所に出してください。本人の立会は不要です。
- 申込品と異なる場合、及び粗大ごみシールが貼られていない場合は収集しません。(未収集の理由を記したチラシを投函します)
- 出し忘れた場合は、再度お申し込みください。
- 申込品であっても、収集委託業者が収集できないと判断した場合は**収集できません**。例：大人一人で運べない重さ、大きさ



粗大ごみを申し込む前にもう一度考えてみましょう!

自分では不要なもので、必要としている人がいるかもしれません。粗大ごみとして処分する前に、**リユースショップやフリマサイトの利用**を検討していませんか? ものを大事に使うことでごみを減らしましょう!

お問合せ先 環境政策課 ☎089-909-6338

記入例：表面

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	〇〇邸 〇〇ハイウ 伊予邸 〇〇邸
東 西 南 北 側	ココ
の	道路
玄関・門・駐車場	〇〇 月極 P 〇〇邸 公園
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

【排出場所】
排出場所がわかるように○で囲んでください。
※建物の2階〇〇号室前等までは収集できません。
また、ごみステーションは、排出場所として指定できません。

【排出場所見取図】
排出場所がわかるように、排出場所周辺の建物もできるだけ詳しく記入してください。
排出場所には▲印をつけてください。
排出場所は道路に面した場所にしてください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

きりとり線

郵便はがき

7 9 9 3 1 9 3

伊予市米湊820番地
伊予市役所 環境政策課 行

※排出場所は、排出品が通行の支障にならないような安全な場所を記入してください。(ごみステーション不可)

排出場所	排出場所見取図
該当するものに○をつけてください。	北 (排出場所に▲をつけてください。)
4	4
自宅 マンション等の	
東 西 南 北 側	
の	
玄関・門・駐車場	
その他 ()	
前・付近	

排出場所・排出場所見取図は必ず記入してください。

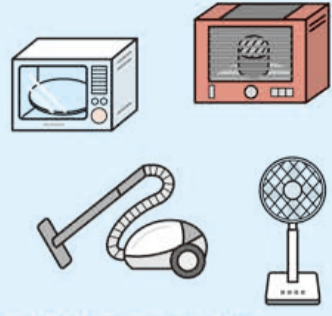
粗大ごみとして出せるもの

次のような物のうち大人1人で運搬できる物です。

電気・ガス・石油器具類

電子レンジ、扇風機、ファンヒーター、ストーブ、ガスレンジ、掃除機、電気こたつ、空気清浄機、食器洗い乾燥機、加湿器、プリンター、オーディオセット、ミシン、ホットプレートなど

※石油ストーブ・石油ファンヒーター・ガスコンロは、45リットルの袋に入るものでも、粗大ごみで出してください。また、石油ストーブなどの石油器具類は、必ず燃料が入っていない状態で出してください。



生活雑貨・家具類

たんす、本棚、机、椅子、ソファ、テレビ台、食器棚、じゅうたん、衣装ケース、物干し竿、パイプハンガー、座椅子、収納ラック、鏡台など



寝具

布団、毛布、ベッド（なるべく解体）など



乗り物・遊具類

自転車、一輪車、三輪車、ベビーカー、チャイルドシート、遊具など



スポーツ用品類

ゴルフクラブ、ゴルフバッグ、スキー用具、スノーボード、トレーニング機器など



その他

ブロック、トタン、脚立、スーツケース、クーラーボックス、ギターなど



切断、解体済みのものやパーツがばらばらになってしまふようなものは、ひもで縛って、1品として分かるように出してください。

粗大ごみとして出せないもの

市では回収できません、購入店等にご相談ください。

家電リサイクル品(家電4品目)

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

指定引取場所へ持ち込む方法：(一財)家電製品協会 <https://www.rkc.aeha.or.jp/>

パソコン

(一社)パソコン3R推進協会または各製造メーカーの受付窓口にお問い合わせください。
(一社)パソコン3R推進協会 <https://www.pc3r.jp/>

消火器

(一社)日本消火器工業会が地域の販売代理店等と協力して処分を行っていますので、お近くの窓口へお問い合わせください。
(一社)日本消火器工業会(消火器リサイクル推進センター) ☎03-5829-6773

自動車・バイク

自動車、自動車部品、バイク、スクーター、バイク部品、タイヤ、バッテリーなど
バイク、スクーターのリサイクルは購入店か「二輪車リサイクルコールセンター」にご相談ください。
二輪車リサイクルコールセンター ☎050-3000-0727

排出禁止物

危険性のあるもの ガスボンベ類、廃油、塗料、シンナー、農薬、毒薬、劇薬、医療用廃棄物など
容量・重量が大きく大人1人で運べない物 ピアノ、電気温水器、大型家具、マッサージチェアなど
適正な処理が困難なもの スプリング入りマットレス、建築廃材、農機具など

一時多量ごみ

引越しや大掃除などで一時的に多量に出るごみは伊予市一般廃棄物処理業許可業者に依頼してください。

事業系ごみ

- 一般廃棄物
商店や事業所等の事業活動により生じたごみは、処分場へ直接搬入するか、伊予市一般廃棄物処理業許可業者に依頼するなど、適切に処理してください。
- 産業廃棄物
工場等で排出される産業廃棄物については、産業廃棄物処理業許可業者へ処理を依頼してください。

一般廃棄物処理業許可業者 ※有料になります

(伊予市内業者のみ一部掲載)

岡井産業	☎089-983-0250	(株)エコプロジェクト	☎089-946-7077
(有)伊予環境サービス	☎089-983-0358	(株)エコカンパニー	☎089-989-7771
(有)伊予開発	☎089-983-3325	(株)双海	☎089-986-0045
(有)横山商店	☎089-982-0668	愛媛リサイクル産業	☎089-986-0802

ご注意ください

【申込・申込品について】

- ・布団や物干し竿など同じ種類のを複数縛って、1品として申込みできますが、大人1人で持ち運びできる大きさ・重さに限ります。
- ・排出品1品ごとに収集申込品欄に記入して下さい。
- ・排出品の名称はその品の一般的な名称を記入して下さい。排出品が特定できない場合はお問合せする場合があります。

【排出場所について】

- ・粗大ごみの排出場所は、他の方の邪魔にならないように決めて出してください。
- ・ごみステーションを粗大ごみの排出場所に指定することはできません。
- ・粗大ごみの収集の際、建物に入っでの収集はできません。
- ・粗大ごみの収集時間の指定はできません。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな

世帯主名

〒

住所 伊予市

アパート名等: 号

電話番号

収集申込品(具体的に)

1
2
3
4
5

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

記入例：裏面

住民票上の世帯主の氏名を記入して下さい。
表面の区分を確認してチェックを記入して下さい。

お住まいの地域の区分を選んでください

申込者 A区分 (偶数月の14日締切) B区分 (偶数月の28日締切)

ふりがな いよ たろう

世帯主名 伊予 太郎

〒 000-0000

住所 伊予市 0000000

アパート名等: 0000000 000 号

電話番号 982-0000

収集申込品(具体的に)

1 自転車
2 タンス(上部)
3 タンス(下部)
4 ベッド(分解済)
5 小物粗大ごみ袋

- 一度に申込みできる品物は5個までです。(3個以上をお願いします。)
- 市が収集できないものがあります。
- 申込期限終了後の品物変更はできませんので注意してください。
- 申込期限を十分確認してください。
- 申込みに関する個人情報については、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、目的以外には使用しません。

※申込期限の消印有効です。
※表も記入してください。

申込品は「ごみ分別の手引き・辞典」などを参考に記入して下さい。
申込期限後の品物の追加、変更はお受けできません。

【小物粗大ごみ】の出し方

小さい粗大ごみは45リットル以下の無色透明、または白色半透明の袋に入れてまとめて出すことができます。
1袋を1品目としてお申し込みください。
はがきには「小物粗大ごみ袋」と記入してください。